

令和3年度 3月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和4年3月30日(水) 午後3時00分から3時41分
- 2 開催場所 西区役所 健康センター棟1階 104・105会議室
- 3 出席委員 (14人)

1番 (会長) 本間 雄一	2番 本間 直一	3番 池田 一彦
4番 江端 美春	6番 梶原 政好	7番 高杉 隆司
8番 高井 利明	9番 原田 秀一	10番 松井 市雄
11番 岩野惣市郎	12番 鈴木 淳子	13番 丸山 和秀
14番 渡邊 正行	15番 (会長職務代理者) 渡部藤四夫	
- 4 欠席委員 5番 大嶋 喜芳
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (16人)

中澤美知男	西山五十志	若杉 隆義	猪爪 清正	山本 秀樹
本間 正三	小林 隆	小林 一芳	長谷川 孝	朝妻 政行
白井 貞一	茨木 栄一	阿部 保則	武田 正兄	永井 昌夫
田澤 利英				
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議事

議案第56号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第57号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第59号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案) について
議案第60号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画 (案) について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	令和3年度新潟市西区農業委員会業務報告について
報告事項	令和3年度新潟市西区農業委員会委員積立の収支状況について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	上田 芳則	農政振興係長	五十嵐芳彰

8 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより3月定例総会を開催します。 議事日程に従い進めさせていただきます。 本日は、5番、大嶋喜芳委員が欠席です。 本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また本日は、農業委員会等に関する法律第29条の規定により、農地利用最適化推進委員の皆さんからもご出席いただいております。</p> <p>それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、4番、江端美春委員、15番、渡部藤四夫委員を指名します。</p> <p>それでは、議事として提案している案件に入ります。 議事の都合上、追加議案、議案第60号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を地区別にまとめた4ページの総括表をご覧ください。</p> <p>3月総会における許可案件は、赤塚地区、4条許可1件、中野小屋地区3条許可1件、四ツ郷屋地区4条許可1件、黒埼地区3条許可3件、全地区合計6件です。</p> <p>それでは、議案の説明をします。</p> <p>追加議案1ページ、議案第60号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和4年3月25日付け、新潟市長許可案件につき、西区農業委員会に意見照会があったものです。</p> <p>第1地域、中野小屋地区です。</p> <p>1号、所在は西区笠木で田1筆、122㎡について売買する案件です。申請理由は、経営規模拡大です。</p> <p>第2地域、黒埼地区です。</p> <p>2号及び3号は譲受人が同一人の案件で、2号、所在は西区木場で</p>

<p>議 長</p>	<p>畑1筆、128㎡について、3号、所在は、西区木場で、畑1筆、297㎡について、それぞれ売買する案件です。申請理由は、いずれも、経営規模拡大です。</p> <p>4号、所在は西区黒鳥で畑1筆、117㎡について、売買する案件です。申請理由は、経営規模拡大です。</p> <p>なお、1号から4号は、調査委員会に付されております。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>第1地域調査委員長 (9番)</p>	<p>調査案件は、議案第60号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、1件です。</p> <p>1号、中野小屋地区です。3月15日に現地確認を行った結果、現況は休耕田でした。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。以上です。</p>
<p>第2地域調査委員長 (14番)</p>	<p>調査案件は、議案第60号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、3件です。</p> <p>2号及び3号は黒埼地区で譲受人が同一人の案件です。3月15日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会とし</p>

	<p>ては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>4号、黒埼地区です。3月15日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明及び各地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第60号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第60号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第60号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に6ページ、議案第56号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第56号、農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域、赤塚地区です。</p> <p>1号、所在は西区坂田で畑2筆、224㎡について、露店資材置場として自己転用する案件です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>第1地域、四ツ郷屋地区です。</p> <p>2号、所在は西区四ツ郷屋で畑2筆、2,046㎡について、砂置場撤去工事作業敷地とする一時転用の案件です。転用による工事期間</p>

<p>議 長</p> <p>第 1 地域調査委員長 (9 番)</p>	<p>は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとなっております。農地区分は農用地です。</p> <p>なお、1 号及び 2 号は、調査委員会に付されております。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第 1 地域調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>調査案件は、議案第 5 6 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、2 件です。</p> <p>1 号、赤塚地区です。3 月 1 5 日に現地確認を行った結果、現況は、露店資材置場となっていました。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>続いて、聞き取り調査に移り、申請人代理人によると、令和元年 8 月に相続により取得し、転用済と思っていたが、調査の結果、未許可であることが判明したとのことです。今回の申請で追認許可により、無断転用が解消となります。</p> <p>申請地は、第 3 種農地で、農地転用許可基準エー (ア) - (b) - (a)「住宅、その他周辺地域の居住者(自然人)の生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、他の土地での代替性がないこと」に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用についての説明を行い、調査を終えました。</p> <p>2 号、四ツ郷屋地区です。3 月 1 5 日に現地確認を行った結果、現況は、露店資材置場となっていました。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>続いて、聞き取り調査に移り、申請代理人によると、農地法の理解不足から、近隣土地改良区の水路等から排出される土砂置場として建設業者に使用を許可していたとのことです。</p> <p>今回の申請で、一時転用期間の 1 年以内に土砂を搬出し、農地へ復旧させることにより、無断転用が解消となります。</p> <p>申請地は、農用地で、農地転用許可基準ア- (イ) -C「申請に係る農地を一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるも</p>
--	--

議 長	<p>のであること。また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第56号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第56号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第56号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第57号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を事業別、地区別にまとめた5ページの総括表をご覧ください。</p> <p>上段の利用権設定等促進事業は、賃貸借権設定新規、10年のものが9件、所有権移転分、売買が6件、交換が2件、賃貸借権設定更新分、3年のものが1件、10年のものが1件、賃貸借権移転分、10年のものが1件、全地区合計20件です。</p> <p>中段、農地中間管理事業につきましては、賃貸借権設定新規および更新分、新規10年のものが73件、全地区合計73件の申請です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>7ページ、議案第57号新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>8ページは新規分、9ページは更新分、10ページは合計の地区別の実績表です。</p> <p>地区別の合計は、赤塚地区4件、面積は4,622㎡、中野小屋地区3件、面積は4,064㎡、内野地区1件、面積は1,021㎡、坂井輪地区1件、面積は1,021㎡、黒埼地区9件、</p>

	<p>面積は34,367㎡、四ツ郷屋地区1件、面積は2,015㎡、全地区合計は19件、面積は47,110㎡です。</p> <p>11ページ、提案文です。</p> <p>「議案第57号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について下記のとおり提案する。</p> <p>令和4年3月30日提出、新潟市西区農業委員会 会長 本間雄一」 提案文以降、11ページから16ページが内訳で、それぞれの契約内容になります。</p> <p>次に18ページ、農地中間管理機構が、農地を借り受けるものです。18ページは新規分、20ページは合計の中間管理事業の地区別実績表です。</p> <p>地区別の合計は、赤塚地区26件、面積は74,558㎡、中野小屋地区15件、面積は38,558㎡、内野地区3件、面積が15,224㎡、坂井輪地区8件、面積は31,639㎡、黒埼地区21件、面積は62,674㎡、以上、全地区合計73件、面積は222,673㎡です。</p> <p>20ページから34ページまでが新規分の内訳です。</p> <p>35ページ、定例総会で議案承認後に農業委員長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は、令和4年4月13日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、議案第57号には委員関連の案件がありますので、先議を行います。</p> <p>15ページ6号は、出席委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与制限の規定により、関係委員は退室してください。</p> <p>(関係委員 退室)</p> <p>それでは、15ページの6号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	
議 長	
議 長	

議 長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。 審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。</p> <p>(関係委員 入室)</p>
議 長	<p>次にただ今、先議した案件以外の案件を審議します。ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。 議案第57号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。 議案第57号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第57号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。 次に議案第59号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>62ページ、議案第59号、令和3年度活動の点検・評価についてを説明します。</p> <p>これは農林水産省経営局農地政策課長通知で「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進やその他の事務については、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画(翌年度の計画)を作成するとともに、活動計画の点検・評価結果(現年度の実績)を市町村のホームページ等で公表すること」が定められています。</p> <p>資料は別紙2です。例年、この点検・評価と、翌年度の目標及びその達成に向けた活動計画をセットに協議いただいていたが、活動計画については、4月1日、6農業委員会の統合により新たに組織される「新潟市農業委員会」の4月定例総会で協議いただきます。</p> <p>1ページのI、農業委員会の状況、1、農業の概要についてです。耕地面積は耕地及び作付面積統計に記載した全市の数値、経営耕地面積や総農家数などの数字は、直近の2020年度の農林業センサスの数値です。2、農業委員会の現在の体制は、今月末時点の定数や実際の委</p>

<p>議 長</p> <p>農政振興部会長 (8番)</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>員数を記載しております。</p> <p>2 ページ、II、担い手への農地の利用集積・集約化の2、令和3年度の目標及び実績は、集積目標①3, 168.60ha に対し、集積実績②2, 998.74ha となり、うち新規実績は143.46ha、達成状況は94.64%と、目標をほぼ達成しました。</p> <p>3 ページ、III、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の2、令和3年度の目標及び実績は、参入目標①の1経営体に対して、参入実績②がなく、目標を達成できませんでした。</p> <p>4 ページ、IV、遊休農地に関する措置に関する評価の2、令和3年度の目標及び実績は、解消目標①の3ha に対し、解消実績②の4.93ha となり、目標を達成しました。</p> <p>5 ページ、違反転用への適正な対応です。昨年3月時点の違反転用面積は、1.41ha でした。2、令和3年度実績、今年度末時点の違反転用面積は、1.07ha で、前年度より0.34ha 減少しています。</p> <p>6 ページ、VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、1、農地法第3条に基づく許可事務は、農地法3条許可権限を農業委員会から市へ移譲したことにより、農業委員会の事務でないことから、記載はありません。</p> <p>8 ページ、VIII、事務の実施状況の公表等は、総会等の議事録を市のホームページで公表しています。以上で説明を終わります。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に農政振興部会を開催しておりますので、農政振興部会長より報告をお願いします。</p> <p>3月16日に開催した農政振興部会において、議案第59号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について協議しましたので報告します。</p> <p>議案第59号について、事務局から説明があり、内容等を協議し、提案のとおり、総会議案に上程することとしました。以上です。</p> <p>事務局から説明と農政振興部会長からの報告が終わりました。 ただ今の説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。 議案第59号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点</p>
--	--

<p>議 長</p>	<p>検・評価（案）について、お諮りします。</p> <p>議案第59号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>議案第59号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、報告事項、令和3年度新潟市西区農業委員会業務報告について、報告事項、令和3年度新潟市西区農業委員会委員積立の収支状況についてを、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農政振興係所管の報告事項を説明する前に、5ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。</p> <p>下段、農地中間管理事業は、賃貸借権設定新規分、10年のものが73件、更新分はありません。配分計画の移転分、3年のものが1件、6年のものが28件、10年のものが8件、全地区合計110件です。</p> <p>36ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）についてです。36ページは新規分の地区別実績表です。38ページ、合計の実績表ですが新規と同じ数値です。赤塚地区26件、面積は74,558㎡、中野小屋地区15件、面積は38,558㎡、内野地区3件、面積は15,244㎡、坂井輪地区8件、面積は31,639㎡、黒埼地区21件、面積は62,674㎡、以上、全地区合計73件、面積は222,673㎡です。</p> <p>続いて38ページから52ページまでが新規分の契約内容です。地区別実績表に含まれない中間管理権移転分については、53ページから60ページがその内訳となっています。</p> <p>県の公告は、令和4年5月31日です。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明者が変わります。</p> <p>農地係所管の報告事項を説明する前に、4ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。</p> <p>下段の地区別件数表のとおり、全地区合計40件です。</p> <p>63ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書</p>

事務局	<p>の受理について報告します。全地区合計29件、田畑合計240筆、171,499.61㎡の解約を受理しました。</p> <p>70ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。全地区合計3件、田畑合計16筆、7,550.61㎡の相続による届出を受理しました。農業委員会による農地売却等あっせんの希望はありません。</p> <p>71ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。全地区合計3件、畑合計3筆、877.53㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>72ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について報告します。新潟地方法務局から照会があったもの5件について、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地、一部農地としてそれぞれ、回答しました。以上です。</p> <p>説明者が変わります。議案書73ページ、報告事項、令和3年度新潟市西区農業委員会業務報告について、資料は別紙3です。</p> <p>今年度、農業委員会が開催した総会や対策委員会、部会のほか、委員が出席した各種研修会や会議などを記載しています。</p> <p>1、2ページは例月の定例総会の開催状況です。</p> <p>3ページは地域策委員会、4ページは農地調査委員会の開催状況です。</p> <p>5ページは農地部会の開催状況で、7月と2月に開催しました。</p> <p>6ページは農政振興部会の開催状況で、8月、12月、3月の3回開催しました。</p> <p>7ページは運営会議である役員会の開催状況で、1月、2月、3月の3回、6農委統合後の会議の構成や視察研修など議題に開催しました。</p> <p>8、9ページは研修会や委員が参加した会議等の開催状況です。</p> <p>続いて74ページ、報告事項、令和3年度、新潟市西区農業委員会委員積立金の収支状況についてです。</p> <p>新潟市西区農業委員会農業委員及び農地利用最適化推進委員積立金規約第9条の規定により、委員積立金の収支状況、情報交換会等の会場費積立収支状況及び視察研修積立収支状況を、別紙4のとおり報告します。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議 長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了しますが、その他報告事項はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長 事務局	<p>事務局から報告事項等はありませんか。</p> <p>75ページ、4、5月の業務日程です。はじめに4月の日程です。</p> <p>1日、金曜日、午後3時から、新潟市農業委員会の市長招集総会が中央区で開催されます。西区部会長、同部会長職務代理者、農業委員の出席をお願いします。</p> <p>4日、月曜日、午後3時30分から、農地利用最適化推進委員（西区）委嘱状交付式並びにオリエンテーションを区役所健康センター棟1階104・105会議室で開催します。</p> <p>22日、金曜日、午後3時から、西区調査委員会を区役所303会議室で開催します。担当推進委員の出席をお願いします。26日、火曜日、午後3時から、西区部会を区役所健康センター棟1階104・105会議室で開催します。28日、木曜日、午後3時から、4月定例総会を江南区役所で開催します。西区部会長、同部会長職務代理者、農業委員の出席をお願いします。</p> <p>次に4月の申請締切日です。農地法4月総会分が4月6日、水曜日、農業経営基盤強化促進法5月総会分が4月25日、月曜日です。</p> <p>次に5月の業務日程です。</p> <p>25日、水曜日、午後3時から、西区調査委員会を区役所303会議室で開催します。担当推進委員の出席をお願いします。</p> <p>27日、金曜日、午後3時から、西区部会を区役所健康センター棟1階104・105会議室で開催します。</p> <p>31日、火曜日、午後3時から、5月定例総会を江南区役所で開催します。西区部会長、同部会長職務代理者、農業委員の出席をお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、以上で3月の定例総会を閉会します。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本間 雄一

署名委員 江端 美春

署名委員 渡部藤四夫